

社会福祉士及び介護福祉士法における成年後見業務の位置づけに対する検討

○ 福井県立大学 氏名 山口理恵子 (会員番号 6505)

成年後見制度、申立支援、士業独占

1. 研究目的

近年親族に代わり、専門職後見人等の選任率が増加している。最高裁判所による「成年後見事件の概況」によれば 2012 年度に制度開始後初めて第三者後見の数が親族後見を上回って以来、その傾向は顕著であり 2015 年度は親族後見人の 20.9% に対し専門職後見人の職種別統計数は司法書士が 9,442 件、弁護士が 8,000 件、社会福祉士が 3,725 件の順となっており、3 職種の合計受任者総数で全体の 70.1% 以上を占めていることになる。このような状況から「成年後見の社会化」は確実に促進されつつあるといえる。しかし成年後見制度が介護保険等と同様に、住民により身近な「福祉サービス」として展開されるまでには、未だ解決しなくてはならない多くの課題があることが指摘されている。それらの課題の中には先に述べた 3 職種のうち社会福祉士という資格に特有の権限から生じる問題も含まれている。すなわち弁護士法 72 条では「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」と定めると同時に「ただしこの法律又は他の法律に別段の定めがある場合はこの限りでない」と規定している。また司法書士法においては「他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする」との規定があり、同法 3 条の 1 から 6 項をその範囲としている。つまり司法書士が成年後見に関わる代理行為をなすことについては、弁護士法におけるただし書により正当化される。これに対し社会福祉士はあくまで名称独占であり、社会福祉士法 2 条における定義は社会福祉士の名称を用いて援助を行うこと(詳細省略)を業とするものであり、上述のような但し書に該当する部分はない。しかし実践の場においては、本人や家族にとってより身近な地域の相談機関である地域包括支援センターや成年後見センター、社会福祉協議会、独立型社会福祉士事務所等において社会福祉士が申立に関する初期相談を受ける際、被後見人(以下本人という)やその家族に対し、申立支援として「何をどこまで行っていいか、あるいはどこから先は行うべきでないか」について迷いながら対応を行っている状況がある。つまり、上述の両資格のような司法職の士業による独占業務を持たない社会福祉士の場合は、申立て支援のうちどの部分が他職種の独占業務に抵触するのかについて混乱している状況があり、相談者にとっては専門職でありながら「なぜ代理、代行を行ってくれないのか」理解しづらい。また本人保護の視点から関係機関から親族等に法定後見申立てへ向けて働きかけた場合は、親族が遠方である、疎遠である等の理由で「申立人にはなってもいいが手続きはそちらに依頼したい」というケースも少なくない。上述の

ようなケースの場合は、関係機関が中心となって申立てに対する働きかけを行わざるを得ない。しかしこのようなケースは市町村長申立には該当しないため、関係機関がどこまで代行できるのか、独占業務に抵触しないためにはどのような注意が必要となるのかという点で困惑を生じさせる。しかしこの部分に対する通知等の行政資料や、先行研究としての論文は現在のところ見当たらない。したがって本研究では実践現場における実情を調査した上で、課題をより明確にし、社会福祉士法に成年後見に関する業務を位置づける必要性を明らかにすることを目的とするものである。

2. 研究の視点および方法

受任経験5年以上の社会福祉士後見人10名に以下2点の視点に基づくヒアリングを行った。①申立に関わる相談を受ける際社会福祉士による申立支援が必要な場合はあるか。②申立支援を行う際に司法職と比較しどのような点に不便を感じているか。③家事手続法22条但し書を根拠にした弾力的な運用がされたことがあるか。

3. 倫理的配慮

福井県立大学研究倫理規範規程に基づきヒアリング対象者には研究目的とその結果を研究以外に使用しない点を説明し研究協力者の了解を得ておりまた個人が特定されることのないよう配慮を行う。

4. 研究結果

家事事件手続法22条ただし書きでは、「家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる」旨が規定されている。だが社会福祉士が他の司法資格と同等の代理人となることに対して正当化を導きだす十分な法的根拠にはなり得ない。(なおヒアリングについては当日資料を添付)

5. 考察

成年後見制度における申立ての代理申請は弁護士、書類作成は弁護士・司法書士、申立人がいない場合は市町村長申立てなど限られた専門職、機関のみであり、これ以外の親族でない第三者が行うことは弁護士法第72条、77条、司法書士法第3条、第73条を根拠に非弁行為とみなされる恐れがある。近年、若干ではあるが専門職後見人として行政書士、社会保険労務士の受任数が増加している。これらの士業においても行政書士法1条の2及び3、社会保険労務士法2条において権利義務に関する書類の作成及び官公庁に対する申請書の提出等、法律手続きに対する代理を「業」とする内容が規定されている。しかし一般的に判断能力の不十分な本人、或いはその家族が申し立てを行う際には、申立書類について初めて目にすることが多い。また家庭裁判所や司法職に対して敷居の高さを感じ、記載方法についての助言や代理を普段から関わりのある福祉専門職に求めることがある。したがって社会福祉士法にも同法2条における定義の中に「成年後見制度の利用に関する相談・助言並びに関係機関との連絡調整、申請代行(或いは代理)」を位置づける必要があるとはいえないだろうか。